

(外交防衛委員会)

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求める件(閣条第一〇号) (衆議院送付)

要旨

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、二〇一六年(平成二十八年)九月から十月までトルコのイスタンブールで開催された万国郵便連合の第二十六回大会議において採択された。この約定は、約定(前文、本文二十八箇条及び末文から成る。)及び最終議定書(前文、本文一箇条及び末文から成る。)から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 一、指定された事業者による郵便送金業務の委託及び業務委託先における自らの義務の履行の保障について規定する。
- 二、前文及び郵便送金業務の一般原則に「金融包摂」の語を追記する。
- 三、郵便送金指図の実施につき、受取人への現金での払渡しの条件と口座での払渡しの条件とを区別して規定する。

四、この約定は、二〇一八年（平成三十年）一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。